

中小企業の人材定着を応援！

草津市 奨学金返還支援補助金

人材の定着による安定的な事業展開をサポートします！



人材定着



組織力の向上



事業の安定・
成長

1 補助金の目的と概要

市内中小企業等の人材定着による安定的な事業展開を後押しするため、中小企業等が従業員の奨学金の返還支援を行うための経費の一部を支援します。

2 補助対象事業者



滋賀県産業支援プラザが行う奨学金返還支援（若年層等人材確保・定着補助金または中核人材定着補助金）を受けている中小企業等であって、次のすべてを満たすもの。

- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、草津市内に事務所または事業所を有する者。
- 一般社団法人や一般財団法人等で上記中小企業者に準ずる者で、草津市内に事務所または事業所を有する者。
- 市税に未納がないこと。

※詳しくは「草津市奨学金返還支援補助金交付要綱」をご確認ください。

3 補助対象経費および補助額



補助対象者が奨学金返還支援のために支援対象従業員本人に対して直接支払った手当等および代理返還に要する経費。
補助対象期間は補助金の申請のあった年度の3月31日までの間で、市内の事務所または事業所に在籍していた期間分まで。

(1) 「若年層支援事業」

- 補助対象経費：令和7年4月1日以降に雇用された支援対象従業員の奨学金返済に充てるための経費から、支援プラザからの交付額を差し引いた額
- 補助率：補助対象経費の **1/2**
- 補助上限額：一人当たり、**3,750円（月額）**
- 事業者上限額：**22万5,000円（1社）**

(2) 「中核人材支援事業」

- 補助対象経費：令和7年3月31日以前に雇用された支援対象従業員の奨学金返済に充てるための経費から、支援プラザからの交付額を差し引いた額
- 補助率：補助対象経費の **1/2**
- 補助上限額：一人当たり、**3,750円（月額）**
- 事業者上限額：**5万円（1社）**

※上記の補助率・上限額の範囲内で交付します。

4 申請の流れ

1



公募要領の確認
公募要領や交付要綱を
ご確認ください。

2



申請書類の作成
必要書類を準備し、
申請書を作成します。

3



申請書の提出
提出期限までに
申請書を提出します。

4



審査・交付決定
審査のうえ、交付決定を
行います。

5



事業実施・実績報告
事業を実施し、完了後に
実績報告を行います。

※予算の状況により、募集期間内でも受付を終了する場合があります。

お問い合わせ先

商工観光労政課 商工観光労政係

✉ shoro@city.kusatsu.lg.jp

☎ 077-561-2351（直通）

受付時間

平日 9:00～16:45

詳しくは市ホームページを
ご覧ください

